

令和2年度 一般社団法人京都地域密着型サービス事業所協議会事業計画

一般社団法人京都地域密着型サービス事業所協議会（以下「地域密着協」という。）は、平成23年4月、京都市内の地域密着型サービス事業所が、利用者に対して質の高い、尊厳ある個別ケアを提供することなどを目的として、原則として社会福祉法人が運営する事業所を会員とする任意団体として発足しました。

平成25年4月1日には、設立当初からの目標であった一般社団法人の設立登記を完了し、医療法人、株式会社等の運営主体を問わず、市内の全ての地域密着型サービス事業所などを対象会員とする新たな協議会としてのスタートを切りました。

令和元年度においては、サービス種別ごとの各委員会において、研修や事例検討、京都市との連携を密にしながらの情報交換などに取り組むとともに、合同研修会や地域包括ケア研究会報告書をもとに「2040年に向けた地域密着型サービスと地域包括センターなどの連携」、「住民の助け合いと生きがいをつくる地域密着型サービス」をテーマとする2回の地域包括ケア全体研修会の公開講座も開催しました。

また、京都市から地域密着型サービス資格研修と介護従事者スキルアップ研修を継続して受託するとともに、初めて実施された京都市所規模多機能事業所等実態調査も受託しました。こうした取り組みのなかで、令和2年2月末現在の正会員は142事業所となっています。

さて、国においては、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会が、昨年12月27日に令和3年度に向けた介護保険制度改正に関する意見書を取りまとめました。利用者負担の原則2割や、要介護1・2の訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行などは見送られ、全体として小幅な見直しとなりました。意見書では、団塊の世代が75歳以上となる2025年と、その先の現役世代の減少が顕著になってくる2040年も見据えて、必要な制度の整備や強化する取り組みがまとめられました。

柱は5つで、1) 介護予防・健康づくりの推進、2) 保険者機能の強化、3) 地域包括ケアシステムの推進、4) 認知症施策の総合的な推進、5) 持続可能な制度の構築・介護現場の革新となっています。

また、深刻化する人材不足のなかで、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みが構築され、昨年の4月から介護分野も対象となり、新たに生まれた在留資格が「特定技能」です。2017年に11月から受け入れられる技能に介護が加わった技能実習と併せて、市内でも徐々に受入れが始まっていますが、生活環境の向上、日本語習得や日常生活上の様々問題への

支援などの多くの課題があります。会員事業所においても、人材確保が困難を極めているなかで、当協議会としても京都市や関係機関と連携しながら、外国人雇用についても、調査、研究、意見交換などを行っていきたいと考えています。

また、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現することが求められており、令和元年度には、京都地域包括ケア推進機構の認知症総合対策推進プロジェクトの取組として「認知症本人家族教室テキスト」が作成されました。地域密着型サービスにおける認知症ケアについては、多くの利用者に係る重要な課題であり、京都市や関係機関と連携をさらに深めて地域での生活をサポートしていきます。

京都市においては、平成 30 年 3 月に第 7 期京都市民長寿すこやかプランを策定され、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据え、第 6 期プランにおける「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を継承し、既存事業を見直すとともに、地域包括システムの深化・推進及び健康長寿のまち・京都の実現に向けた取組を推進するとされています。

当協議会としては、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築のなかで、身近な地域におけるサービス拠点としての地域密着型サービス事業所が果たす役割は今後ますます大きくなると認識しており、市内の全ての事業所が同じ方向性を持ちながら、地域との交流を深め、質の高いサービスが提供できるようにこれまでの取り組みを継続していきます。また、今年度は、京都市から市内の全ての小規模多機能型居宅介護事業所等と対象とするアンケート調査事業を受託し、地域や地域包括支援センターとの関わりなどの実態を分析しています。会員事業所がそれぞれの地域の地域包括支援センターと連携して、認知症予防やサロン活動などに取り組むことや、各事業所での利用者との関わりをなかで、必要に応じて地域包括支援センターに紹介する、センターの職員に事業所に直接来てもらって面談してもらうといった、地域包括支援センターのブランチャ的な役割を果たすことなども重要と考えており、今後その実現に向けての取組を強化していきたいと思えます。

また、第 7 期プランのなかでは、切れ目のない医療・介護・生活支援サービスの体制づくりを課題として、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、引き続き、中・重度者を支えるサービス（小規模多機能型居宅介護等）をはじめ、身近な地域における介護サービスの充実を進めることとされています。

小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの 24 時間の在宅生活を支えるサービスについては、一定の数は整備されたものの、経営面やサービス内容の質などにおいて課題が多く、京都市全体の質を向上させるため、会員以外の事業所

にも参加してもらえる公開研修や情報提供の機会を増やしていきます。

また、平成27年度の介護保険法の改正により、平成30年度までにすべての市町村において、予防給付の見直し、医療・介護連携の推進、生活支援サービスの充実・強化、認知症施策の推進を内容とする地域支援事業に着手することが定められました。

京都市においても、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、在宅医療・介護連携支援センター、支え合い活動創出コーディネーターなどが様々な取り組みを始めています。当協議会としては、住み慣れた地域で住み続けるためにこうした機関との綿密な連携が必要であると考えており、研修会などを通じて交流や情報交換の機会を増やしていきたいと思えます。

最後に、今後の協議会活動を充実・発展させるためには、多くの関係団体との連携をさらに深めることにより研修の共同開催などに取り組むとともに、より多くの地域密着型サービス事業所に参画していただき組織率を上げることも必要です。

広報委員会において、平成27年度に作成したホームページを活用して、情報発信の機会を増やすとともに、より効果的な広報活動を検討して、賛助会員も含めて会員拡大を目指すこととします。

また、現在、全世界で新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するなかで、京都市内でも身近なところで感染者が発生しており、サービス利用者及び職員への感染が危惧されるところです。協議会としても情報提供に努めるとともに、今後の対応等について協議を行っていき、感染予防と地域での利用者の暮らしに支障がないように取りくみを継続していきます。

今年度の会務運営及びそれぞれの委員会、プロジェクトなどについては、以下の内容に取り組みます。

1 会務運営

- ① 正副会長会を毎月1回開催し、理事会に向けての調整や意見交換を行います。
- ② 理事会を8回（定例6回、臨時2回）開催し、法人の業務執行の決定などを行います。
- ③ 定時会員総会を2回（5月と3月）開催するとともに、必要に応じて臨時会員総会を開催します。

2 小規模多機能委員会

- ① 月1回、花園大学社会福祉学部の福富昌城教授をスーパーバイザーとして、事例検討会を行い、終了後はケアマネ情報交換会を開催します。

- ② 2カ月に1回、小規模多機能事業所の介護職員を対象とした情報交換会及び他施設見学を行います。
- ③ 2カ月に1回、小規模多機能事業所の管理者・計画作成担当者を対象とした情報交換会を行います。
- ④ 現任の計画作成担当者及び管理者を対象として、全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会から講師を招いて「一から学べる小規模多機能のケアマネジメント」の研修を、研修プロジェクトと共催します。

3 地域密着訪問系委員会

- ① 年4回（4月、7月、10月、1月）、市内で夜間対応型訪問介護事業と定期巡回随時対応型訪問介護看護事業を実施している事業所が集まり、委員会を開催し、主に事業運営に関わる課題等について、検討、意見及び情報交換などを行います。
- ② 上記の委員会とは別に事業所間の交流を深めるため、年3回の交流研修を開催し、従事者の資質向上を図る場として、また委員会で出された課題等に係る具体的な解決策を検討する場として実施していきます。
- ③ 定期巡回随時対応型訪問介護看護事業が始まり、各事業所において様々な成功事例の蓄積ができたことから、令和2年度中にシンポジウムを開催し、本サービスを普及推進できるよう取り組みます。
- ④ 通報システムのオペレーター業務を担当する職員を対象に、通報時の対応についての研修会を実施し、サービスの質の向上を図ります。

4 地域密着居住系委員会

- ① 地域密着居住系委員会は、地域密着型特養とグループホームの合同委員会であり、2カ月に1回（奇数月の第3水曜日）、定例会を開催します。年度初めに年間のテーマを決めて特養部会とグループホーム部会に分かれて情報交換などを行います。
- ② 現場職員を対象にした事例検討会を、2カ月に1回開催します。
- ③ 各部会で年1回の施設見学を実施します。

5 地域密着通所系委員会

- ① 原則として3カ月に1回、各事業所の日常の情報交換を行い、相互の連携を図りながら、地域に密着した通所介護事業の専門性を高めていきます。

- ② 他施設を知り、自施設を振り返るという有意義な機会となる施設間交換研修を実施するとともに、講師を招いた事例検討会を年2回開催します。

6 研修プロジェクト

- ① 京都市地域密着型サービス等研修（資格研修）事業の受託

- ・ 認知症介護サービス事業開設者研修
- ・ 認知症対応型サービス事業管理者研修
- ・ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

- ② 京都市介護サービス従事者向けスキルアップ研修など

平成27年度から5年間継続して受託している、京都市介護サービス従事者向けスキルアップ研修の受託法人募集に応募します。

なお、市内の小規模多機能型居宅介護事業所の質の標準化を目指すため、地域ケア会議や運営協議会などに出席し、ご本人をよく知る介護職の立場から発言できる人材（地域生活支援介護専門士と称し、京都市が認証）を育成する研修の実施について京都市に提案しており、令和3年度の京都市からの委託を想定し、その準備段階として独自の研修会を開催します。

- ③ 小規模多機能委員会と居住系委員会の合同研修会

小規模多機能委員会と地域密着居住系委員会は、重複する課題等も多く、連携していくことが必要であり、昨年度に引き続き、両委員会で研修委員会を構成し、合同の研修会を6回程度（一部は公開講座）開催します。

研修会の企画、準備等を行うとともに、研修ニーズの把握、研修の企画を行うための研修委員会を必要に応じて開催します。

- ④ 地域包括ケア全体研修会

行政や関係団体、当協議会に未加入の地域密着型サービス事業所などを対象として、地域包括ケアシステムを構築していくなかで地域密着型サービスの果たす役割やあり方などを学ぶ公開研修会を3回程度開催します。

7 政策提言プロジェクト

- ① 京都市の第7期プランの実現に向けて、地域密着型サービス利用者の利用実態やニーズに関するデータの提供や、それに基づいた政策提言などができるように課題に応じたプロジェクトチームを設置して調査、研究活動に取り組みます。

- ② 京都市の第7期プランのなかで介護・福祉人材の確保が極めて困難ななかで、当協議会をはじめとする関係団体との連携による担い手確保の取組の検討が新規施策とされており、そのための研究会に参加して現場の実情や今後のあり方についての研究、提言などを行います。

8 広報委員会の取り組みと組織基盤の強化

今後の協議会活動を充実・発展させるためには、より多くの地域密着型サービス事業所に参画していただき組織率を上げることも重要です。会員はもちろんのこと、未加入の事業所や一般の方々にも、協議会の活動内容やサービス内容などを知っていただくためには広報活動が重要であり、平成28年度に加入促進を目的とするパンフレットを作成しました。広報委員会を中心に積極的な広報活動を展開することにより、賛助会員も含めて会員拡大活動に精力的に取り組むこととします。

- ① ホームページの更新や内容の充実、ブログ等による情報発信の機会を増やすため各委員会とともに、その他の情報発信方法についても検討します。

9 行政及び関係団体への委員等の派遣

京都市をはじめ、京都地域包括ケア推進機構などの関係団体からの要請に応じて、各種委員会に委員を派遣して、連携を深めていきます。

以 上